

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十八号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十三の二の項中「長期優良住宅建築等計画」の下に「（以下この項及び三十三の四の項において「建築等計画」という。）又は同条第六項若しくは第七項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この項及び三十三の四の項において「維持保全計画」という。）を加え、「計画」を「建築等計画等」に改め、同項の１中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同１のイ中「新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同１のロ中「既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下この項及び三十三の四の項において同じ。）を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同項の２中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同２のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同２のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表の三十三の四の項中「基づく計画」を「基づく建築等計画等」に改め、「申請（」の下に「建築等計画の変更の認定の申請にあつては、」を加え、同項の１中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同１のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画」に改め、同１のロ中「既存住宅」を「住宅の増築若しくは改築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表の三十三の四の項中「基づく計画」を「基づく建築等計画等」に改め、「申請（」の下に「建築等計画の変更の認定の申請にあつては、」を加え、同項の１中「住宅の区分」を「計画の区分」に改め、同１のイ中「新築住宅」を「住宅の新築に係る建築等計画又は維持保全計画」に改め、同表の三十三の四の項中「基づく計画」を「基づく建築等計画等」に改め、同項の２及び３中「計画」を「建築等計画等」に改め、同表の備考第三号中「第三項まで」の下に「又は第六項」を加える。

附 則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。